

## 庁舎周辺整備事業に伴う物品の無償譲渡会について(要領)

### 【開催日時】

令和8年2月28日(土)12時00分から17時00分まで

○受付時間12時00分～16時30分

令和8年3月 1日(日) 9時00分から17時00分まで

○受付時間9時00分～16時30分

### 【開催場所】

厚真町青少年センター(厚真町京町 165 番地の 1)

《受付場所》青少年センター1階ロビー

### 【搬出場所】

商工会駐車場

※図書館出入口前の路上には駐停車しないでください。

### 【駐車場】

土地改良区前駐車場以外

### 【対象者】

厚真町民および町内の事業者

ご自身で搬出・積み込み作業を行える方(補助などはいりません)

### 【譲渡備品】

事務机・事務椅子・収納キャビネット・その他事務用品・什器(棚等)・家具類

※備え付け建具など、工事を用いて取り外すものは、譲渡の対象外となります。

### 【搬出方法】

- ① 青少年センター1階ロビーで受付名簿へ名前・住所等をご記入ください。  
※町民・町内事業者の確認を行いますので、運転免許証、マイナンバーカード、会社の名刺(事業者の場合)等を持参ください。
- ② 譲渡希望ステッカーを受け取り、ステッカーに名前・事業者名を記入します。  
※ステッカーは1人につき5枚をお渡しします。  
※余ったステッカーはお戻しください。他の方にステッカーを渡すことは禁止です。
- ③ **先着順**での引き渡しとします。
- ④ 物品を確認し、希望の備品にステッカーを貼ります。

- ⑤ 貼り終わりましたら係員にお声がけください。係員の指示のとおり、選んだ物品全てを1階ロビーまで運んでもらいます。
- ⑥ 受付で係員が最終確認を行います。その後、各自で物品の搬出作業を行い、作業が完了した際は受付までお知らせください。  
※上記の時間内に搬出いただくことが無償譲渡の条件となります。そのため、備品の取り置きはできません。  
※当日の開催時間内に搬出を完了してください。
- ⑦ 運搬が済んだ後、再度譲渡会への参加が可能です。

**【留意事項】**

- ① 譲渡品を売却することは禁止です。
- ② 売却をしない旨、誓約書に記入をお願いします。
- ③ 中古品のため不具合があるかもしれませんが、譲渡後の返品などはできません。
- ④ 厚真町は、無償譲渡会での事故やトラブルには、責任を負わないものとします。
- ⑤ 事前の参加申込は不要です。当日直接お越しください。
- ⑥ 事前の下見や備品の予約はできません。

お問い合わせ先 生涯学習課社会教育グループ TEL:0145-27-2495

## 駐車場・搬出場所について

積込車両専用エリア

⇒ 駐車禁止(積込時のみ利用可)

土地改良区駐車場のみ駐車禁止 商工会

